

議案第 4 号

山陽小野田市公民館条例施行規則を廃止する規則の制定について  
山陽小野田市公民館条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和 4 年 2 月 1 7 日提出

山陽小野田市教育委員会  
教育長 長 谷 川 裕

山陽小野田市公民館条例施行規則を廃止する規則  
山陽小野田市公民館条例施行規則（平成 1 7 年山陽小野田市教育委員会規則  
第 3 1 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。